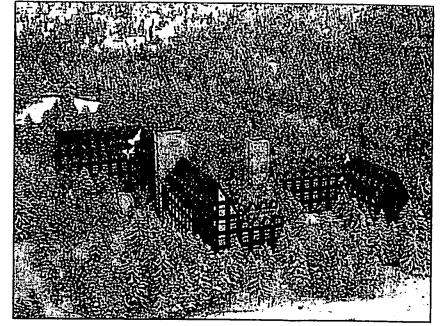


# 開発の可否に民意の反映を!



18年前に都道府県のトップを切り制定された道の環境影響評価（アセスメント）条例は、すでに70件を超す事業に適用されたが欠陥が目立ち、自然保護団体などからは評判が悪い。そんな欠陥条例を是正すべく、道による見直し作業が本格化してきた。

ルポライター  
滝川康治

## 計画段階から「参加」必要 改善過程は道の試金石に

### 形式的でリゾートの免許符に

「今の環境アセスメントは事業の実施が大前提で、形式的なもの。意義があるとしたら、初めて住民に資料が公表されることくらいかな。占冠村トマムや大滝村のリゾート開発にしても、本来はアセス条例で解決すべきものが、経済的な理由や住民の声によって解決に向かったのが実態ですよ」

こう指摘するのは、狩勝高原のサホロリゾートのそばで農業を営む芳賀耕一さん（41・新得町在住）だ。同リゾートの拡張計画もまた、経済環境の変化や住民側の問題提起によって事実上頓挫した経緯がある。



「形式だけの開催」との批判が根強い環境アセスメントの説明会（94年10月、下川町内）



アセスメントで新たな得るアセスメント制度に注ぎたい芳賀耕一さん

ほとんどやっていないのに、道はコース拡張を認めてしまった」として、知事意見書に対する異議申立てを行なった。三カ月後、道は申立てを却下したが、その理由は、「アセス条例の目的は、開発事業を直接規制するものではない。罰則や工事実施の制限など、いわゆる実効性の担保に関する規定は特に設けられていない。知事の意見書は事業者に対する処分ではなく、申立ては不適法だ」とする内容「やつぱりそうか、という感じだった」（芳賀さん）

一連の経過は、条例が開発の免許符になっていることを露呈させ、実効性の担保にも乏しい実態を浮き彫りにさせた。この指摘するのは、狩勝高原のサホロリゾートのそばで農業を営む芳賀耕一さん（41・新得町在住）だ。同リゾートの拡張計画もまた、経済環境の変化や住民側の問題提起によって事実上頓挫した経緯がある。

「事業が本当に必要なのか？」の議論が大切なのに、今の条例のシステムではそれができない。まず、計画段階から「環境アセスメント」とは、開発に先立って周辺の環境を把握するとともに、事業が環境に与える影響を事前に調査・予測し、その評価を行なう手法。道の条例は初期に施行されただけに欠陥が多く、前出のサホロリゾートのような問題点をかかえてきた。

「環境アセスメント」とは、開発に先立って周辺の環境を把握するとともに、事業が環境に与える影響を事前に調査・予測し、その評価を行なう手法。道の条例は初期に施行されただけに欠陥が多く、前出のサホロリゾートのような問題点をかかえてきた。

「環境アセスメント」とは、開発に先立って周辺の環境を把握するとともに、事業が環境に与える影響を事前に調査・予測し、その評価を行なう手法。道の条例は初期に施行されただけに欠陥が多く、前出のサホロリゾートのような問題点をかかえてきた。

その川崎市の条例を参考にしたのが道の条例である。その後、同市では条例改正によって制度の充実が図られたと聞くが、北海道は見直しが始まったまま歳月が流れた。

道庁内に見直し作業が始まったのは二年ほど前から。①現状の問題点 ②他府県の制度の中身 ③外国の動向——をテーマに部内の議論を進めてきた。「住民団体からの改善要望や道議会などからの指摘がある。国も来年の早い

### 遅すぎる調査・評価の時期

サホロと同じように、構想が破綻した占冠村のアルファリゾート・トマム事業開発主体は関兵精斐など。ここでも、スキー場とゴルフ場、宿泊施設の「三点セット」を軸にした拡張計画が立てられたが、バブル崩壊後の九三年に経営危機が表面化して、今ではリゾートは事実上、債権者の支配下に置かれている。無残な挫折である。

「今のアセス調査には、制度面とやり方の両面で問題がある」と言う俵さんは、次のように指摘する。「調査期間はせいぜい一年で、動物の場合、わずか数日の調査で「〇〇がいなかった」となったりする。「着目すべ



北海道環境アセスメント審議会委員 高橋 重明

り以外は抹殺されてしまった。リゾート予定地では、ヒグマやクマガラ、オシロココマなど多くの生き物がいて、自分たちの農場はそこに生か

### 「基本条例」の経緯に学ぶ

見直し作業のなかで、道民の意見を聴く機会が二回設けられている。

第一弾は、手紙やファックスによる意見の公募で、十月中旬の期限までに二十件の意見うち団体は十一件が寄せられた。団体は自然保護グループや札幌市弁護士会からのもので、個人の意見は札幌や上川管内、帯広、室蘭などから。その内容は、計画アセスや事後手続きの導入、対象事業の拡大を求める意見が多い、という。

年明けには、道内数カ所で「意見を聴く会」を開催する予定だが、こうした手法は九月に制定された「環境基本条例」の経緯に学んだものだ。

時期の法制化を検討している。法律との整合性もにらんで、道としても見直しなければならない（環境政策課）というのが、作業が具体化してきた理由。今年七月には、道保健環境部長の私的諮問機関として「環境影響評価検討会」（委員長・中村陸男北大法学部教授、九人）が発足し、計画段階でのアセスの導入や住民参加のあり方などをめぐって議論を重ねている。年内には、報告をまとめる予定だ。

「評価や判断について、きちんとした手法がなく、調査の受託者は「開発は駄目」という結論を出すとお金が出ないのが実態。その結果、評価や判断から結論を導くときに飛躍が多い」こうした問題点は多くのアセスに共通しているが、その原因は調査・評価の時期が遅すぎることにある。「現状は、計画を決定してから実施する事業アセスであり、計画そのも

「調査期間はせいぜい一年で、動物の場合、わずか数日の調査で「〇〇がいなかった」となったりする。「着目すべ

されている生き物みんなのものであること。その土地を、どうすれば次世代の人間や多くの生き物に、いい形で引き渡すことができるのか……」

そんな農民の思いを切々と語る、環境問題の基本を押さえた訴えだと思っただが、道庁の役人たちは杓子定規に切つて捨てた。こんなやり方を繰り返してはなるまい。

「道民から直接意見を出してもらおう」とに意義がある。改正手続きに対する参加意識を持つてもらえるし、わたしたちにも率直な声が伝わってくる」とは、二橋雅之・環境審査第一係長の受け止め方である。

同条例制定の過程では、札幌の市民団体などから、「道は、環境室を設置したのだから、意見をどんどん聴いて開かれた行政にすべきだ」といった注文が出された。それらの結果、道内六会場でのヒアリングや、市民とのシンポジウムや懇談会が実施されるなど、前向きに対応が見られた。アセスの見直し作業でも、各地の「意見を聴く会」

き植物があるか？」で論が組まれるが、対象となるのは日本全体のなかで特殊な環境を中心に調べたもの。身近な環境にはないものがほとんどで、エリートの植物がいなければ普通の自然は何でもできるようなる」

「評価や判断について、きちんとした手法がなく、調査の受託者は「開発は駄目」という結論を出すとお金が出ないのが実態。その結果、評価や判断から結論を導くときに飛躍が多い」

こうした問題点は多くのアセスに共通しているが、その原因は調査・評価の時期が遅すぎることにある。「現状は、計画を決定してから実施する事業アセスであり、計画そのも

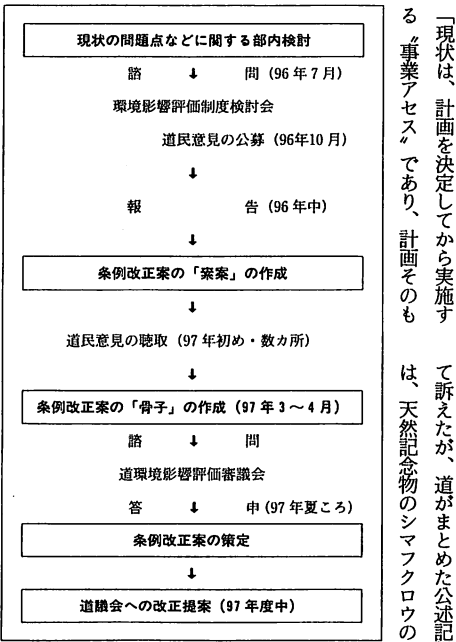


図 道環境影響評価制度の見直しの流れ

の時間をたっぷり取ったり、双方の議論ができるような運営を望みたいものだ。

検討委の報告を踏まえて、年明けにもまとめる「素案」を提示して前出の「意見を聴く会」を開催し、「改正案の

### 「住民参加」の十分な時間を

開発行為から環境を守ろうとするときに、アセスメントは決して万能薬ではない。そうした限界があるとしても、「事業そのものが必要か？」を議論できるように、計画段階でのアセスを盛り込んだ条例改正が不可欠だ。そして、わたしたち道民が参加できる方法と十分な時間が、条例のなかで保証されなければならぬ。

例えば、現行アセスで「必要があるときに開催する」となっている説明会や公聴会は、開催を義務づけることが時代の流れだろう。

その公聴会も、一回だけ開催して終わり、という形式的なものでは、「住民参加」にはほど遠いものになる。事業者と住民の直接討議や、住民アンケートの実施などと組み合わせる運営ができるよう、条例の運用は柔軟であって

のを白紙に戻したり、別な発想や開発手法も選択肢のひとつにする。計画アセスが抜けている。熟度が低いときに情報を公開し、関係者のコンセンサスが得られるといのに、現実はずうと、俵さんは計画段階のアセス実施を強く求める。こうした声は環境保全を求める多くの道民に共通のものだ。

住民参加の面でも問題が多い。「トマムレポート」のなかに、公聴会での農民の公述内容が削除された話が載っている。この人は「シマフクロウ」「地場産業としての肉牛とリゾート開発」「地権者としての意見」などについて訴えたが、道がまとめた公述記録では、天然記念物のシマフクロウのくだ

「骨子」をまとめ上げる——というのが本年度内のタイムスケジュール。その後、道のアセス審議会から答申をもらい、「来年度での条例改正を行ないたい」（環境政策課）という。

ほしい。また、説明会で出された質問や意見に対しては、事業者側に「見解書」を提出させるなどして、説明会の再開催や意見書の再提出を制度的に認めていく工夫も必要だろう。

「アセス書類は町役場のカウンターに置いてあるだけで、閲覧用の机も椅子もなし。これでは、じっくり検討のしようもなかった」

とは、冒頭写真の「天塩川水系サンルダム建設事業」の説明会で意見を述べた住民の声である。別の事業では、アセス書類を住民がコピーできるかどうかの論議で時間を費やしたケースもある、と聞く。

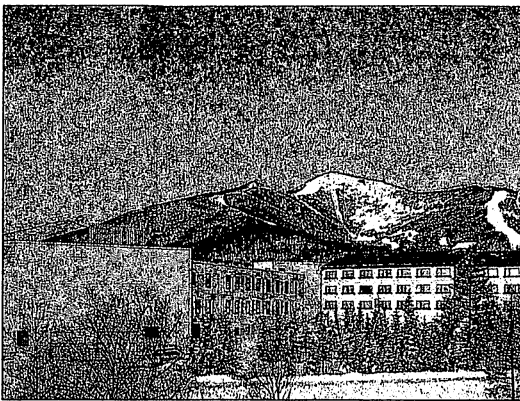
アセス書類の統括は、官庁のほか図書館などでも実施できるようにして、期間も数カ月が必要だ。また、住民が気軽に閲覧できる工夫をしたり、書類



環境基本条例をめぐる懸念する市民グループと道の関係者（5月、札幌市内で）

れ、総会はその報告を受けて、異議なく承認するだけだ。小委員会の委員は、会議での住民意見の聴取や、現地での意見交換会、現地調査の際の住民の立会いなどを通して、積極的に住民と接触すべきであろう（同レポーターから）

こうした提言を反映した、住民に開かれた環境アセスメントにするための積極性が、いまだ道の環境



サホロリゾート地区

言、と思う。

環境基本条例制定の過程では、道民の意見を反映させて、一歩前進した感がある道の環境行政。今度は、アセス制度をめぐる道民意見をどこまで反映させられるか―環境行政の試金石といえそうだ。

の貸し出しやコピー（費用は無料か実費程度）も認めるべきだろう。「トマムレポート」作成者の一人・畠山武道さん（北大法学部教授・環境法）は、次のように述べている。

「アセスの目的のひとつが、環境情報の公開と住民・事業者・行政のコミュニケーションの確保にあることを考えると、説明会だけでは決定的に不十分。①アセスの着手前に、事業の概

要書の提出・公表・閲覧を義務づける②アセス実施計画書の作成・提出を義務づけ、実施方法や場所、時期などについて住民に説明する③概要書ではなく、環境影響評価書本体を複数作成して住民に配布する―などの措置を取らせなければ、開発業者の責任を明確にしたことにはならない」

「環境影響評価審査会は、非公開で行なわれる小委員会ですべてが決定され、総会はその報告を受けて、異議なく承認するだけだ。小委員会の委員は、会議での住民意見の聴取や、現地での意見交換会、現地調査の際の住民の立会いなどを通して、積極的に住民と接触すべきであろう（同レポーターから）

行政に求められている。

三百ヘクタール以下の総合レクリエーション施設が対象から除外されているので、単独のリゾート開発でアセスが実施されなかったり、廃棄物施設などがアセスの対象になっていない―といった不十分さも、多くの人が指摘してきた。「三百ヘクタール」枠の撤廃とともに、各種廃棄物施設や下水道終末処理施設、農地開発、港湾施設、河川工事、自動車試験場、ガス製造所などを対象事業に加えるべきだ。

また、現行アセスの評価対象は「自然環境」と「公害」に限定されているが、他府県の条例を参考にして、地下水や廃棄物、史跡・文化財、気象などを対象に含むよう、条例を改正してほしいものだ。

「国の環境アセスメント法では、横出しや上乗せを含めて、地域の独自性に対応できる余地を残してほしい。アセス制度と他の規制などと連動して、環境保全を図る措置を講じてほしい」

今年八月、仙台市内で開かれた、アセス法制化をめぐる中央環境審議会の「ブロック別ヒアリング」の席上、道の代表者はこう注文をつけた。国に対して積極的にも申す姿勢が伝わってくる発言、と思う。